

答申 個第16号

令和元年6月28日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

保有個人情報非開示（不存在）決定処分に関する諮問について（答申）

平成30年10月4日付けFNo. 0・4・6により諮問のありました事案
について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年8月9日付け相模原市指令（中高課）第2号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示（不存在）決定（以下「本件処分」という。）については、妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 平成30年7月31日付けで、審査請求人は、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、「私が中央高齢者相談課に相談した記録」について保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、開示請求に係る公文書は、作成しておらず存在しないため、平成30年8月9日付けで本件処分を行い、審査請求人に保有個人情報非開示（不存在）決定通知書を送付した。
- (3) 平成30年8月14日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、同年10月4日、当審査会に対し条例第44条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

平成28年10月以前に、日時を決められて、訪問し、複数回相談していた。相談当日に、次回の相談日時を決めて、変更、キャンセルは一切ない。相談記録がないのはおかしい。

担当者3名は、記録に残りますが承諾してもらえますかと、同意を求められ承諾したので、記録がないわけがない。

相談には車で相模原市総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）に行き、地下の駐車場からエレベーターで上った所だった。8階以上の眺めのよい場所で、高齢者である父親のことと、父親と同居している親族のことについて相談した。

開示請求にあたっては、相模原市総合保健医療センター1階の中央高齢者相談課に行き、「中央高齢者相談課は、もっと上の階の8階とか10階にあったのか」と聞いたら、4、5年前は上階にあったと言われ、高齢者の父親のことで相談したと言ったら、中央高齢者相談課で間違いないのではないかと問われたので、中央高齢者相談課に相談記録があるのではないかと思い、開示請求内容を「私が中央高齢者相談課に相談した記録」とした。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

中央高齢者相談課で所有する相談記録は、「一般相談記録」及び「虐待事案の相談記録」があり、一般相談記録は記録した年度の翌年度初日から起算し

て5年間、虐待事案の相談記録は被虐待者が死亡し相談が終了した年度の翌年度初日から起算して5年間保存し、保存期間が満了した後に廃棄する。

このため、「虐待事案の相談記録」については保存されている全ての文書、「一般相談記録」については、保存されている平成25年以降の文書のうち審査請求人の父が死亡した平成28年11月までの相談記録を全て確認したが審査請求人に係る記録は存在しなかった。併せて、中央高齢者相談課に配置されているパソコン内の業務用及び個人用データも検索したが、審査請求人に係るデータは存在しなかった。また、上記3の、担当3名が相談対応したとの主張であるが、相談業務は基本的に相談者1名と対応職員1名の1対1で行っており、仮に3名で対応したとなれば相当に重大な案件であることが想像され、そうであれば、職員の記憶に残ると思われるが、中央高齢者相談課から異動している職員も含めて相談を受けた可能性のある職員全てに対し、聞き取り調査を行ったところ、いずれの職員も記憶にないとのことであった。これらの調査の結果、該当する文書は存在しなかったために、不存在の決定を行った。

なお、本件審査請求を受け、相談記録について改めて確認し、パソコン内の業務用及び個人用データも再度検索したが、該当する文書は存在しなかった。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、審査請求人が中央高齢者相談課に相談した記録である。

(2) 本件対象文書の不存在について

実施機関は、本件対象文書について、相談記録及びパソコン内のデータを全て調べ、存在しなかったとしているが、実施機関のこれらの説明及び確認方法に特段不自然、不合理な点は認められない。

また、審査請求人は相談した際の状況について、相模原市総合保健医療センターの8階以上の階で眺めのよい場所であったと述べている。相模原市総合保健医療センターはA館とB館の2つの建物からなる複合施設であるが、A館は7階建て、B館は4階建てであり、地下駐車場から地上階へつながるエレベーターはA館側にしか設置されていない。相模原市総合保健医療センターが最高階でも7階であることと、請求人が述べる「8階以上」の相違については、具体的な記憶ではなく、高層階であったという程度の記憶を述べているものと思われるが、中央高齢者相談課は平成25年4月に発足した組織で、平成25年4月から平成29年3月までの間、相模原市総合保健医療センターB館4階に配置されており、請求人が述べている状況と大きく相違している。

また、相談内容についても、父親のことだけでなく、親族のことも相談したとすれば、相模原市総合保健医療センターA館最上階の7階には、審査請求人の主張に合致すると思われる精神保健福祉センターが配置されており、中央高齢者相談課以外の相談窓口であった可能性はある。

ともあれ、審査請求人は「中央高齢者相談課に相談した記録」と部署を特定して開示請求していることから、当審査会においては、審査請求人が中央高齢者相談課に相談した記録の存否の妥当性について検討を行ったところ、審査請求人は、反論書及び意見陳述において反論を行っているが、中央高齢者相談課に相談した記録が存在しなかったという実施機関の説明を覆すに足りるとは認められない。

(3) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った非開示（不存在）決定については、妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年10月4日	実施機関からの諮問
平成31年3月28日	審議 実施機関からの意見聴取
令和元年5月21日	審議
令和元年6月11日	審議 審査請求人の意見陳述
令和元年6月27日	審議

第3部会委員 金井 利之
上代 庸平
眞木 康州